

文化財第二課の所掌事務について

○建造物である有形文化財の調査・指定等に関すること

○記念物，文化的景観，伝統的建造物群保存地区の調査・指定等に関すること

文化財第二課の概算要求について①

1. 文化財の保護対策の検討等

◆地域の文化財を担う専門的職員育成事業

地方公共団体の専門職員の多数を占めている埋蔵文化財専門職員等に対する研修を実施。

◆日本における水中遺跡保護対策の整備充実に関する調査研究事業

水中遺跡保護に関する統一的な手法を確立するための調査研究を実施。

等

2. 史跡等の保存整備・活用等

◆史跡等の買上げ

地方公共団体が史跡等を公有化する場合に経費の一部を補助。

(補助率：80%)

文化財第二課の概算要求について②

3. 平城及び飛鳥・藤原宮跡等の保存整備等

平城及び飛鳥・藤原宮跡地等の維持管理を行うとともに、保存活用のために必要な整備等を実施。

4. 近現代建築資料等の収集・保存

我が国の近現代建築に関する図面等の劣化、海外流出や散逸を防ぐため、国立近現代建築資料館を拠点としてアーカイブの構築等を図り、次世代に継承する。



【企画展】

2018.10.23[火]-2019.2.11[月]

明治150年 国立近現代建築資料館 開館5周年記念企画

明治期における官立高等教育施設の群像

旧制の専門学校、大学、高等学校などの実像を建築資料からさぐる

(開館時間：10:00～16:30 休館日：2018.12.29[土]-2019.1.3[火])

地域の文化財を担う専門的職員育成事業(仮称)

(新規)
2019年度概算要求額 33百万円



<事業内容> 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において、配慮すべき事項として「専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと。」が挙げられたことを受け、新たな研修制度を立ち上げる。それとともに、地方公共団体が実施する研修会等の開催に対し必要な補助を行うことにより、地域の文化財の価値を発見し、それを地域振興に活かすことができる人材を養成する。

文化財専門職員の育成に関する研修等の実施
(都道府県補助事業) 23,500千円(47×500千円)

目標：地域の文化財の特質を知り、その価値を発見し、専門的知識を背景に文化財を地域振興に活かす人材の育成

1. 地域の文化財を知る 2. 技術を身につけ、高める 3. 文化財行政を学ぶ



適切な調査を行う能力

文化財の価値を把握する能力

価値を客観化する能力

活用事業を企画する能力

対象 埋蔵文化財を主たる専門とする以下の職員
 ・都道府県、市町村等の専門職員 約5700人
 ・文化財行政に関心をもつ学生 年間約180名※
 ・地域で文化財保護を担う民間の職員等 350名以上(民間資格保持者数)
 ※考古学を受講できる大学約180、文化財関係の業務に就職を希望する学生の平均人数
 1. 34人(日本考古学協会調べ)

文化財専門職員の資質向上に関する研修の実施
(文化庁事業) 9,291千円

目標：地域の文化財に関する高度な知識を活かし、文化財の総合的な把握と活用をマネジメントできる専門職員の育成

1. 文化財を総体として把握する 2. まちづくりや地域振興に活かす



様々な文化財を総合的に把握するための知識・能力

文化財保護に関する考え方や各地の取組に関する知識

価値を次代に継承するために必要な措置を執るための知識

文化財の価値に応じた創造的な活用をマネジメントする能力

対象
 ・都道府県、市町村等の専門職員のうち、豊富な文化財保護行政の経験とそれぞれの地域の文化財に関する高度な知識を有する者
 約2,700人(地方公共団体本庁勤務職員)
 年2回開催(東日本と西日本 各回定員 100~120名を予定)
 ※地方公共団体の専門職員の大多数は埋蔵文化財専門職員。

地域の特色ある文化財の価値や魅力を発見し、それを施策に反映する能力をもった人材育成。
文化財の保存と活用を適切に行うことを通じて地域アイデンティティの構築、地域の活性化・観光振興を実現。

日本における水中遺跡保護体制の整備充実に関する調査研究事業

2019年度概算要求額 200万円
 (前年度予算額 200万円)



趣旨・目的

- 我が国には約400の水中遺跡(※)が存在することが確認されており、これらは我が国の成り立ちや海外との交流の歴史を知る上で欠くことができない貴重な文化遺産。
- しかしながら、水中遺跡保護に当たっては、以下のような課題が顕在化。
 - ①水中遺跡保護に関する指針の未整備
 - ②水中遺跡の保護に関する具体的な手法の未整備、国及び地方公共団体における体制の未整備
- ①は平成25～29年度に調査研究を行い『水中遺跡保護の在り方について(報告)』を作成して目的を達成。②については、『発掘調査のてびき-水中遺跡調査編-』(仮称)を作成して、国民の共有財産たる水中遺跡を確実に未来へ継承。

平成31年度における主な事業内容

1. 「水中遺跡保護検討委員会」での審議

- 代表的な海域別の水中遺跡調査・モニタリングを行い、保護すべき水中遺跡の指針や水中遺跡の保護に関する具体的な手法を議論
- 水中遺跡保護に当たって必要な体制整備を議論

2. 『発掘調査のてびき-水中遺跡調査編-』(仮称)の作成

- 標準的な埋蔵文化財の調査手法等をまとめた『発掘調査のてびき』(文化庁作成)の「水中遺跡調査編」を作成することで各地方公共団体における水中遺跡保護を促進

3. 諸外国の事例調査

- 諸外国における水中遺跡保護に関する動向等に関する調査
- 水中遺跡の調査・保存方法及び活用等の在り方についての指針・人材育成等の検討



倉木崎海底遺跡
(鹿児島県宇検村)



水中遺跡調査の様子

工程

30年度

- ・「水中遺跡保護検討委員会」の立ち上げ
- ・『発掘調査のてびき-水中遺跡調査編-』(仮称)作成開始
- ・諸外国の事例調査(東南アジア・東アジア)

31、32、33年度

- ・「水中遺跡保護検討委員会」の中間まとめ
- ・『発掘調査のてびき-水中遺跡調査編-』(仮称)の取りまとめ
- ・諸外国の事例調査(ヨーロッパ・オセアニア)

34年度

- ・「水中遺跡保護検討委員会」の最終まとめ
- ・地方公共団体への普及啓発

(※) 水中遺跡：海域や湖沼等において常時もしくは満潮時に水面下にある遺跡(ダム・溜池等の水面下の遺跡は、陸上の遺跡として把握されるため対象外)

史跡等の保存整備・活用等

2019年度要求額 22,486百万円
 (前年度予算額 20,922百万円)



歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施し、保存整備や活用等を推進する。

- ◆ **天然記念物緊急調査** 44百万円 (27百万円)
 事業内容：天然記念物の生態・分布調査
 補助対象：地方公共団体 補助率：50%
- ◆ **史跡等保存活用計画策定** 167百万円 (100百万円)
 事業内容：史跡等の管理基準の策定
 補助対象：地方公共団体 補助率：50%
- ◆ **天然記念物再生事業** 100百万円 (100百万円)
 事業内容：天然記念物である動植物の生育・育成環境の維持・復元等
 補助対象：所有者、地方公共団体 補助率：50%
- ◆ **天然記念物食害対策** 230百万円 (211百万円)
 事業内容：天然記念物である動物に起因する農林産物等の食害対策等
 補助対象：地方公共団体 補助率：3分の2
- ◆ **重要文化的景観保護推進事業** 263百万円 (263百万円)
 事業内容：重要文化的景観内の建造物等の修理・修景、防災施設設置等
 補助対象：地方公共団体 補助率：50%
- ◆ **発掘調査等** 3,057百万円 (3,022百万円)
 事業内容：開発等により破壊される恐れのある遺構等の発掘調査、記録作成等
 補助対象：地方公共団体 補助率：50%
- ◆ **名勝調査** 15百万円 (15百万円)
 事業内容：測量図、実測図等の作成、史資料の所在調査・整理・分析等
 補助対象：地方公共団体 補助率：50%
- ◆ **歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業** 7,912百万円 (6,550百万円)
 事業内容：史跡等の魅力を広く発信し理解してもらうため必要となる保存修理、防災対策等
 補助対象：所有者、管理団体、地方公共団体 補助率：50%
- ◆ **史跡等の買上げ** 10,698百万円 (10,634百万円)
 事業内容：地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対して補助を行う
 補助対象：地方公共団体 補助率：80%



並木スギの現況調査
「日光杉並木街道附並木寄道碑」
(栃木県日光市・鹿沼市)



食害の状況
「下北半島のサル及びサルの生息北限地」
(青森県むつ市)



飯田丸五階櫓復旧の状況
特別史跡「熊本城跡」
(熊本県熊本市)



発掘調査の状況
特別史跡「加曾利貝塚」
(千葉県千葉市)